

公 示

公示第83号

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について」の一部改正について

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について」(平成14年7月1日付け公示第25号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年2月27日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



○個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について

新	旧
<p data-bbox="524 304 689 336">公 示</p> <p data-bbox="109 375 271 406">公示第25号</p> <p data-bbox="188 443 831 475">個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について</p> <p data-bbox="109 547 1106 647">「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第23号）で規定する、法令の試験については、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="161 687 405 719">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="560 756 936 788">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="591 860 622 892">記</p> <p data-bbox="116 930 259 962">I. 試験制度</p> <p data-bbox="141 967 255 999">1. (略)</p> <p data-bbox="141 1003 327 1035">2. 申請後試験</p> <p data-bbox="161 1040 949 1072"><u>譲渡譲受及び相続の認可申請</u>をした者を対象として実施する試験。</p> <p data-bbox="116 1109 259 1141">II. 事前試験</p> <p data-bbox="141 1145 255 1177">1. (略)</p> <p data-bbox="141 1182 672 1214">2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期</p> <p data-bbox="152 1219 282 1251">(1) (略)</p> <p data-bbox="152 1256 1097 1340">(2) 受験申込書の受付期間は、毎年次の(3)で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。</p> <p data-bbox="215 1345 631 1377">ア 4月1日から<u>5月31日</u>まで。</p> <p data-bbox="215 1382 631 1414">イ 8月1日から<u>9月30日</u>まで。</p> <p data-bbox="215 1418 658 1450">ウ 12月1日から<u>1月31日</u>まで。</p>	<p data-bbox="1541 304 1706 336">公 示</p> <p data-bbox="1128 375 1290 406">公示第25号</p> <p data-bbox="1207 443 1850 475">個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について</p> <p data-bbox="1128 547 2125 647">「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第23号）で規定する、法令の試験については、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1180 687 1424 719">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1576 756 1953 788">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1608 860 1639 892">記</p> <p data-bbox="1135 930 1279 962">I. 試験制度</p> <p data-bbox="1160 967 1274 999">1. (略)</p> <p data-bbox="1160 1003 1346 1035">2. 申請後試験</p> <p data-bbox="1180 1040 1758 1072"><u>許可申請等</u>をした者を対象として実施する試験。</p> <p data-bbox="1135 1109 1279 1141">II. 事前試験</p> <p data-bbox="1160 1145 1274 1177">1. (略)</p> <p data-bbox="1160 1182 1691 1214">2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期</p> <p data-bbox="1171 1219 1301 1251">(1) (略)</p> <p data-bbox="1171 1256 2123 1340">(2) 受験申込書の受付期間は、毎年次の(3)で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。</p> <p data-bbox="1234 1345 1650 1377">ア 4月1日から<u>4月30日</u>まで。</p> <p data-bbox="1234 1382 1650 1414">イ 8月1日から<u>8月31日</u>まで。</p> <p data-bbox="1234 1418 1704 1450">ウ 12月1日から<u>12月28日</u>まで。</p>

(3) (略)

3. (略)

4. 試験実施後の取扱い

(1) (略)

(2) (1)と併せて、合格者に対して別添3の合格証を発行することとする。

(3) (略)

5. (略)

Ⅲ. 申請後試験

1. 試験対象者

次の(1)又は(2)に掲げる者を対象に実施することとする。ただし、I. に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

(削除)

(1) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

(2) 相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

2. 試験の実施時期

(1) 譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。

ア 7月1日から7月31日まで。

イ 11月1日から11月30日まで。

ウ 3月1日から3月31日まで。

(2) (略)

3. (略)

4. 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後2週間を目途に合格者に対しては合格通知を発行することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。

(2) (略)

5. 申請事案の却下処分時等における試験合格者の取扱い

(1) 試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分等となる場合に限り、その却下処分時等に別添3の合格証を発行することとする。

(2) (略)

(3) (略)

3. (略)

4. 試験実施後の取扱い

(1) (略)

(2) (1)と併せて、合格者に対して別添3の合格証を発行することとする。

(3) (略)

5. (略)

Ⅲ. 申請後試験

1. 試験対象者

次の(1)から(3)に掲げる者を対象に実施することとする。ただし、I. に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

(1) 許可申請の場合

許可申請者

(2) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

(3) 相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

2. 試験の実施時期

(1) 許可申請及び譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。

ア 7月1日から7月31日まで。

イ 11月1日から11月30日まで。

ウ 3月1日から3月31日まで。

(2) (略)

3. (略)

4. 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後2週間を目途に合格者に対しては合格通知を発行することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。

(2) (略)

5. 申請事案の却下処分時等における試験合格者の取扱い

(1) 試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分等となる場合に限り、その却下処分時等に別添3の合格証を発行することとする。

(2) (略)

IV. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和8年2月27日付け公示第83号で一部改正)

この公示は、令和8年2月27日以降に実施する試験から適用する。

IV. (略)

附 則 (略)

(別添1)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

(〇〇運輸支局長経由)

住 所
氏 名
生年月日

受験申込書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について（平成14年7月1日付け公示第25号）」I.1.に規定する試験を受けたいため、下記のとおり申込みします。

記

1. 営業区域

2. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タク バス・他

3. 試験通知等の送付先

郵便番号
住 所
氏 名

4. 添付書類

運転免許の種類、運転免許証又は免許情報記録の番号および有効期限を証するに足りる資料の写し

(別添1)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

(〇〇運輸支局長経由)

住 所
氏 名
生年月日

受験申込書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について（平成14年7月1日付け公示第25号）」I.1.に規定する試験を受けたいため、下記のとおり申込みします。

記

1. 営業区域

2. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タク バス・他

3. 試験通知等の送付先

郵便番号
住 所
氏 名

4. 添付書類

(1) 自動車運転免許証の写し（表・裏）

(別添2)

出題範囲及び設問形式等

	法令試験	
出題範囲	別表のとおり	
設問形式	○×方式及び語群選択方式	
出題数	40問	
配点	1問1点	
合格基準	36点以上(正解率90%以上)	
試験時間	50分	

(別添2)

出題範囲及び設問形式等

	法令試験	
出題範囲	別表のとおり	
設問形式	○×方式及び語群選択方式	
出題数	40問	
配点	1問1点	
合格基準	36点以上(正解率90%以上)	
試験時間	50分	

別表

法令試験の範囲

科目	出題範囲
法令	<p>1. 道路運送法関係法令</p> <p>①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則 ④旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款 ⑦個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）</p> <p>⑧一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号） ⑨一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号） ⑩運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5日付け国自旅第5号） ⑪その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）</p> <p>2. タクシー業務適正化特別措置法関係法令</p> <p>①タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。） ②タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。）</p> <p>3. 道路運送車両法関係法令</p> <p>①道路運送車両法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条（この法律の目的） ・第11条（自動車登録番号標の封印等） ・第12条（変更登録） ・第13条（移転登録） ・第15条（永久抹消登録） ・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務） ・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第41条（自動車の装置） ・第42条（乗車定員又は最大積載量） ・第47条（使用者の点検及び整備の義務）

別表

法令試験の範囲

科目	出題範囲
法令	<p>1. 道路運送法関係法令</p> <p>①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則 ④旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款 ⑦個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）</p> <p>⑧一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号） ⑨一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号） ⑩運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5日付け国自旅第5号） ⑪その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）</p> <p>2. タクシー業務適正化特別措置法関係法令</p> <p>①タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。） ②タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。）</p> <p>3. 道路運送車両法関係法令</p> <p>①道路運送車両法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条（この法律の目的） ・第11条（自動車登録番号標の封印等） ・第12条（変更登録） ・第13条（移転登録） ・第15条（永久抹消登録） ・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務） ・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第41条（自動車の装置） ・第42条（乗車定員又は最大積載量） ・第47条（使用者の点検及び整備の義務）

- ・第47条の2（日常点検整備）
- ・第48条（定期点検整備）
- ・第49条（点検整備記録簿）
- ・第54条第1項、第2項（整備命令等）
- ・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引き）
- ・第58条（自動車の検査及び自動車検査証）
- ・第61条（自動車検査証の有効期間）
- ・第62条（継続検査）
- ・第66条（自動車検査証の備付け等）
- ・第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
- ・第69条第2項（自動車検査証の返納等）
- ・第70条（再交付）
- ②自動車点検基準
 - ・第1条第1号（日常点検基準）
 - ・第2条第1号（定期点検基準）
 - ・第4条（点検整備記録簿の記載事項等）
- ③道路運送車両の保安基準
 - ・第29条（窓ガラス）
 - ・第43条の2（非常信号用具）
 - ・第43条の3（警告反射板）
 - ・第43条の4（停止表示器材）
 - ・第50条（旅客自動車運送事業用自動車）
 - ・第53条（乗車定員及び最大積載量）
- ④自動車事故報告規則
 - ・第2条（定義）
 - ・第3条（報告書の提出）
 - ・第4条（速報）
- ⑤道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 - ・③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）

- ・第47条の2（日常点検整備）
- ・第48条（定期点検整備）
- ・第49条（点検整備記録簿）
- ・第54条第1項、第2項（整備命令等）
- ・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引き）
- ・第58条（自動車の検査及び自動車検査証）
- ・第61条（自動車検査証の有効期間）
- ・第62条（継続検査）
- ・第66条（自動車検査証の備付け等）
- ・第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
- ・第69条第2項（自動車検査証の返納等）
- ・第70条（再交付）
- ②自動車点検基準
 - ・第1条第1号（日常点検基準）
 - ・第2条第1号（定期点検基準）
 - ・第4条（点検整備記録簿の記載事項等）
- ③道路運送車両の保安基準
 - ・第29条（窓ガラス）
 - ・第43条の2（非常信号用具）
 - ・第43条の3（警告反射板）
 - ・第43条の4（停止表示器材）
 - ・第50条（旅客自動車運送事業用自動車）
 - ・第53条（乗車定員及び最大積載量）
- ④自動車事故報告規則
 - ・第2条（定義）
 - ・第3条（報告書の提出）
 - ・第4条（速報）
- ⑤道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 - ・③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）

(別添3)

個人タクシー試験合格証

氏名
生年月日

上記の者は、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業の許可等に
係る法令の試験について」 I. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証す
る。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. 営業区域

年 月 日

北陸信越運輸局長

印

(別添3)

個人タクシー試験合格証

氏名
生年月日

上記の者は、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業の許可等に
係る法令の試験について」 I. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証す
る。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. 営業区域

年 月 日

北陸信越運輸局長

印